

\*テーマ：連音商標の類似性

【コメント】

「ハイハイ」や「ブチブチ」のように、同じ言葉を繰り返して構成される商標を当審決データファイルでは、「連音商標」と指称しているが、それらの類似性はどのように判断されているのであろうか。

たとえば、「ダーリン」と「ダーリンダーリン」とでは、一般的には同じメーカーの商品と感ずるのではないであろうか。特に、たとえば先行する商品「ボン」がヒットした場合、後発商品が「ボンボン」というネーミングで商品売り出したら、出所の混同は生じないのであろうか。その後「ボンボンボン」が出てきたらどうなるのであろうか。

長い間にわたって審決をみてきたが、結論からいえば、単語商標と連音商標とは、すべて非類似の商標と判断されている。もちろん、他方が周知商標であるなどの特殊な事情がない場合であるが。しかし、前述のように、先行する単語商標の権利者からみれば、自社の登録商標を繰り返しただけでの他社連音商標を紛らわしく思うことは当然のことであり、異議申立や無効審判の対象となっている。

しかし、審判では単に称呼上の類似性だけが審理され、以下のように、いずれも非類似の商標と判断されている。諸氏のご意見をお聞きしたいところである。

なお以下ではデザイン化された商標については認定された称呼を掲載しているため、利用時には当該商標を原本で確認されたい。また、「ポコアンドポコ」X「ポコ」(H02-4615)や「PLAS&PLUS」X「PLUS」(S63-3433)のように、「&/アンド」を介して連続する商標の場合も類似性が問題になっている。

● 類似性 (=:類似、X:非類似)

連音商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
ヌーディヌーディ Nudi:Nudi	X	ヌーディ NUDY	3	2010-29446	
ダッシュ・DASH	X	ダッシュ	25	2009-15946	中黒(・)により結合
だんだんだんだん	X	だんだん	29,30	2008-900406	異議
hare-hare (ハレハレ)	X	HARE (ハレ)	33	2007-900370	異議
anna anna (アンナアンナ)	X	ANNA アンナ	25	2006-15240	
mu miu (ミュウミュウ)	X	m. i. u. (ミュウ)	3	2006-90436	異議
ぶによぶによ	X	ぶによ	5	2006-90048	異議
ぶによぶによカップ	X	ぶによカップ	5	2006-90047	異議
タントタント	X	タント	43	2004-4635	
GO! GO! 郷 (ゴーゴーゴー)	X	ゴーゴー GO GO	28	2004-15109	
Qoo (クー)	X	COUCOU クークー	9	2004-16125	
Darling Darling ダーリンダーリン	X	Darling ダーリン	25	2004-90787	異議
NO. NO. NO. (ノーノーノー)	X	NO-NO (ノーノー) NO! (ノー)	25	2000-90298	異議
るるる lelelele	X	ルル LULU	3	H11-90493	異議
kai kai (カイカイ)	X	kai (カイ)	21	H10-14053	異議
ものもの	X	MONO (モノ)	旧 25	H02-5526	無効審判
Nem Nem (ネムネム)	X	ねむ 合歓	旧 21	S57-11449	
FAN FAN ファンファン	X	FAN ファン	旧 4	S54-3844	
サンサン	X	SUN (サン)	旧 22	S53-8691	
YAN YAN (ヤンヤン)	X	ヤン YAN	旧 24	S47-6778	

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
たっぷりたっぷり	5	○	2006-16522	